

第 11 編 表集編

第 1 章 総則編 表

表 1-1 有浦川浸水想定区域の想定降雨規模

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	作成年月
有浦川水系 有浦川浸水想定区域	5 年超過確率 1/30（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30） 6 24 時間総雨量 298 mm	玄海町	平成 25(2013) 年 3 月

表 1-2 土砂災害警戒区域等の指定状況

区域区分	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	
土砂災害警戒区域	39	296	13	348
土砂災害特別警戒区域	34	267	0	301

表 1-3 県で実施した高潮シミュレーションの条件

台風の中心気圧	900hPa（日本に上陸した台風の中で観測史上最も低い室戸台風）
台風の最大旋衡風速半径	75km（伊勢湾台風規模）
台風の移動速度	73km/h（伊勢湾台風規模）
潮位の条件	大潮かつ満潮時に台風が襲来
河川洪水の状況	高潮と同時に洪水が発生
海岸堤防の状況	全て決壊

出典：佐賀県高潮浸水想定について

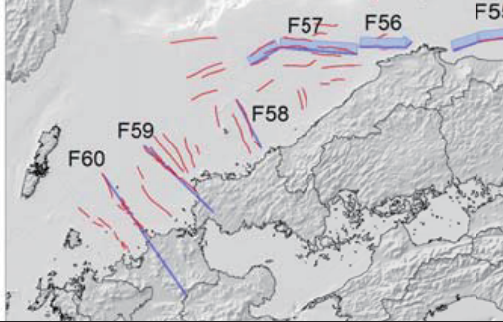
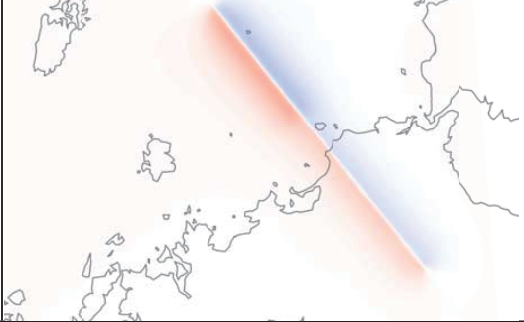
表 1-4 町で実施した高潮シミュレーションの条件

台風コース	近年で玄海町周辺に最も近接した平成 16 年（2004 年）9 月台風
台風の中心気圧	日本に上陸した台風の中で観測史上最も低い室戸台風（910ha）
潮位の条件	仮屋験潮所における朔望平均満潮位 ^{※1} T.P. +1.60m ^{※2}

※1 新月（朔）の日から前 2 日～後 4 日以内に現れる最高満潮位を平均した水位

※2 T.P. m：東京湾の平均海面を基準（標高 0m）としたときの高さ

表 1-5 玄海町に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルの諸元

対象津波	「日本海における大規模地震に対する調査検討会」(H26.8)の想定地震津波	
マグニチュード	Mw=7.6	
使用モデル	「日本海における大規模地震に対する調査検討会」のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に対する調査検討会」で検討された 60 断層のうち、佐賀に影響の大きい F60 を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

出典：佐賀県津波浸水想定について（解説）

表 1-6 玄海町の浸水想定の結果

最大浸水面積	70ha
最大浸水深	3.3m
津波影響開始時間（± 20cm）	42 分
最大津波水位	T. P. +2.6m
最大津波波高	1.38m
最大津波到達時間	88 分

出典：佐賀県津波浸水想定の設定

第2章 災害に共通する対策編_表

表 2-1 主な治山事業

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	町・県
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備と併せて森林の造成を実施する	

表 2-2 主な急傾斜地崩壊対策事業

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等	町・県

表 2-3 主な海岸事業

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修等	町・県
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	

表 2-4 主な下水道事業

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	浸水被害を防除するための施設整備を行う。	町

表 2-5 防災上重要な施設

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎
救護活動施設	玄海海上温泉パレア、特別養護老人ホーム玄海園
指定一般避難所として位置づけられた施設	玄海町社会体育館、牟形コミュニティセンター、九州電力値賀寮体育館、値賀第2コミュニティセンター
指定福祉避難所として位置づけられた施設	特別養護老人ホーム玄海園、玄海町町民会館、玄海海上温泉パレア、産業会館、玄海町公民館値賀分館、玄海町福祉施設、玄海町次世代エネルギーパークあすぴあ
不特定多数の者が利用する施設	玄海町町民会館、玄海町社会体育館、玄海海上温泉パレア、牟形コミュニティセンター、有浦コミュニティセンター、玄海町公民館値賀分館、値賀第2コミュニティセンター、玄海町次世代エネルギーパークあすぴあ

表 2-6 主な道路事業

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	町・県 ・国
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

表 2-7 防災ボランティアの区分と活動内容

区分	活動内容
専門ボランティア	1 被災住宅等応急復旧（建築士・建築技術者等） 2 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） 3 宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） 4 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） 5 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） 6 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） 7 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） 8 無線（アマチュア無線技士） 9 特殊車両操作（大型重機等） 10 通訳（語学） 11 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） 12 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） 13 その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	1 救援物資の仕分け、配分、配送 2 避難所の運営補助 3 炊出し 4 清掃 5 要配慮者等への生活支援 6 その他軽作業

表 2-8 確保・育成・登録すべき技術者の資格と活動内容

資格名	活動内容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者

表 2-9 災害状況の調査分担

区分	担当部	協力団体等
①人的被害、住家被害	住民対策部	消防団、区長
①火災状況	本部事務局	消防団、区長
②道路状況	基盤対策部	区長、建設業協会、消防団
③河川・海岸施設の状況	基盤対策部	区長、施設の管理者、消防団
④ライフラインの状況	基盤対策部	事業者、区長、消防団
④輸送機関の状況	産業対策部	事業者、区長、消防団
⑤文教関係施設の状況	文教対策部	施設の管理者
⑥漁港・水産関係施設の状況	産業対策部	漁協
⑦その他の施設の状況	本部事務局	施設の管理者
⑧住民避難、避難所の設置・運営、救援物資の状況	住民対策部	区長、施設の管理者、消防団
⑨ボランティアの受入状況、要配慮者の状況	住民対策部	区長、民生委員、社協
⑩交通、治安の状況	本部事務局	警察、事業者、区長、消防団
⑪施設以外の被害状況	産業対策部	事業者、農協
⑪応急対策の状況	本部事務局	区長、消防団、各対策部

番号は、図 2-10 の番号を参照のこと。

表 2-10 災害情報を関係機関と共有するときの連絡先

区分	連絡先
町災害対策本部又は町災害警戒本部が設置されているとき	本部事務局総括対策班
町災害情報連絡室が設置されているとき	防災安全課

表 2-11 災害状況の報告の種類

種類	報告様式	報告時期
災害概況即報	火災・災害等即報要領第4号様式（その1） なお、第1報後の報告においては、様式の項目が記載された既存資料による報告に代えることができる。	第1報：原則として災害の覚知後30分以内 続報：様式に定められた事項について判明したものの中から逐次
被害状況即報	火災・災害等即報要領第4号様式（その2） なお、様式の項目が記載された既存資料による報告に代えることができる。	被害状況や避難に関する状況等を把握したものの中から逐次
災害確定報告	災害報告取扱要領第1号様式	応急対策を終了した後20日以内

表 2-12 報告を必要とする災害の基準

火災・災害等即報要領に基づき、町→県→消防庁（長官）に報告するもの（即時基準） ※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	【一般基準】 1 災害救助法の適用基準に合致する災害 2 災害対策本部を設置した災害 3 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 4 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害 5 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準】 ≪風水害の場合≫ 1 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 2 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 3 強風、竜巻等の突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ≪地震・津波の場合≫ 1 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） 2 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） 3 人的被害又は住家被害を生じたもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害
火災・災害等即報要領に基づき、町→県、町→消防庁（長官）に報告するもの（直接即時基準）	1 町内で震度5強以上を記録した災害（被害の有無を問わない。） 2 風水害、津波のうち、死者又は行方不明者が生じた災害
災害報告取扱要領に基づき、町→県→消防庁（長官）に報告するもの	1 災害救助法の適用基準に合致する災害 2 町が災害対策本部を設置した災害 3 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 4 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害

表 2-13 消防庁の連絡窓口

回線別		区分	平日 (9:30 ~ 18:15) 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT 回線	TEL		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	TEL		6-90-49013	6-90-49102
	FAX		6-90-49033	6-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	TEL		69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	FAX		69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

表 2-14 県の連絡窓口

回線別		区分	平日 (9:30 ~ 17:15) 危機管理防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室
NTT 回線	TEL		0952-25-7362 (0952-25-7107)	0952-24-3842
	FAX		0952-25-7262	-
防災行政無線	TEL		6-8-1357	6-8-1277
	FAX		6-8-4510	-
地域衛星通信ネットワーク	TEL		69-200-1357	69-200-1277
	FAX		69-200-4510	-

表 2-15 県防災行政無線の概要

回線別		区分	接続回線		通信内容				県庁から 一斉指令 可能
			地上系 無線	有線 ¹⁾	電話	FAX	映像 ²⁾	防災 データ	
県警察本部			○	○	○	○	○	○	○
県 現 地 機 関	防災航空センター		○	○	○	○	○	○	○
	土木事務所		○	○	○	○	○	○	○
	総合庁舎（土木無）		○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理所		15箇所		○	○	○	○	○
	その他の現地機関			○	○	○	○	○	○
市町（バックアップ）	無線LAN		○	○	○	○	○	○	○
	MCA		(○)		(○)				
消防機関			○	○	○	○	○	○	○
陸上自衛隊（西部方面混成団、九州補給処）			○		○			○	○
唐津海上保安部									
防災関係機関			△	○	○				
移動系無線			△		○				

○：あり、△：一部あり

1) 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

2) 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能である。

表 2-16 防災体制の基準

防災体制の区分	体制基準					設置場所
	風水害	地震災害		津波災害	原子力災害	
		町内の震度	県内町外の震度			
災害準備室	警戒レベル2	震度3かつ被害が発生 (自動設置)	震度5強	—	—	役場2階 防災安全課
災害情報連絡室		震度4 (自動設置)	震度6弱以上	—	情報収集事態 (自動設置)	
災害警戒本部	警戒レベル3	震度5強、弱 (自動設置)	—	津波注意報 (自動設置)	警戒事態 (自動設置)	役場3階 第2,3,4会議室
災害対策本部	警戒レベル4 警戒レベル5	震度6弱以上 (自動設置)	—	津波警報 大津波警報 (自動設置)	施設敷地 緊急事態以上 (自動設置)	

表 2-17 災害準備室の体制要員

室長	防災専門官又は防災安全課防災・原子力対策係長
事務局	防災安全課員

表 2-18 災害情報連絡室の体制要員

室長	防災安全課長
事務局	福祉・介護課長、防災安全課員、総務課員、福祉・介護課員

表 2-19 災害警戒本部の体制要員

部名	長(副)
本部	副町長
本部事務局	防災安全課長(総務課長)
住民対策部	住民課長、福祉・介護課長又はこども・ほけん課長※
基盤対策部	まちづくり課長又は生活環境課長※
産業対策部	企画商工課長又は農林水産課長※
文教対策部	教育長(教育課長)
消防団	団長(副団長)

※副部長は、部長以外の課長とする。
体制要員数等は、部長の裁量で弾力的に運用するものとする。
会計室は、住民対策部とする。

表 2-20 災害対策本部の体制要員

部名	長(副)
本部	町長(副町長) 安全責任者：副町長、広報責任者：総務課長
本部事務局	防災安全課長(総務課長)
住民対策部	住民課長、福祉・介護課長又はこども・ほけん課長※
基盤対策部	まちづくり課長又は生活環境課長※
産業対策部	企画商工課長又は農林水産課長※
文教対策部	教育長(教育課長)
消防団	団長(副団長)

※副部長は、部長以外の課長とする。
体制要員数等は、部長の裁量で弾力的に運用するものとする。
会計室は、住民対策部とする。

表 2-21 災害対策本部事務分掌

事務分掌	
対策部共通	1 所管業務に関する災害情報の本部事務局への報告に関する事。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の本部事務局への報告に関する事。 3 所管業務に関わる関係機関等との連絡調整に関する事。 4 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関する事。 5 所管施設が避難場所・避難所になった場合の開放・開設、管理運営に関する事。 6 所管業務に関わる要配慮者対策に関する事。 7 所管業務に関わる被災者支援対策に関する事。 8 所管業務及び所管施設における犯罪の防止に関する事。 9 所管する防災協定締結先との連絡調整及び協力要請に関する事。 10 他部の応援に係る職員の差出に関する事。 11 対策部内の職員の配置運用に関する事。 12 その他本部長が指示する事。
本部事務局	総括対策班 1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関する事。 2 災害対策本部会議の開催に関する事。 3 各対策部への応援に係る職員の動員に関する事。 4 議会との連絡調整に関する事。 5 難避情報に関する事。 6 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 7 消防団に関する事。 8 被災者の救出及び行方不明者の捜索に係る関係機関との連絡調整に関する事。 9 県災害対策本部との連絡に関する事。 10 県及び近隣市町への応援要請に関する事。 11 協定締結市町村への応援要請に関する事。 12 指定公共機関その他関係機関との連絡に関する事。 13 自衛隊への災害派遣要請に関する事。 14 警戒区域の設定に関する事。 15 災害救助法の適用に関する事。 16 応急措置のための土地の収用等に関する事。 17 他の対策部の所管に属さない事。
	情報通信班 1 災害情報の総括及び報告に関する事。 2 防災情報・災害情報の一元管理及び共有に関する事。 3 警報の伝達に関する事。 4 情報システムの維持・管理に関する事。 5 防災行政無線の運用統制に関する事。 6 災害時の交通情報の収集及び交通規制に関する事。 7 災害状況の映像等各種記録に関する事。 8 安否情報の整理報告に関する事。
	広報班 1 報道機関等に関する広報に関する事。 2 広聴活動に関する事。 3 外国人への情報提供及び相談に関する事。
	庶務班 1 本部長、副本部長の庶務に関する事。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3 職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の集計に関する事。 4 公用車の集中管理に関する事。 5 災害時の応急財政処置に関する事。 6 災害関係経費の出納に関する事。 7 義援金の受領、保管および礼状に関する事。 8 復旧・復興に係る補助金等の県等との調整に関する事。 9 災害応急対策用物資の購入に関する事。 10 緊急輸送車両の借り上げ等に関する事。 11 庁舎管理及び庁舎施設の保全に関する事。 12 町有財産の被害調査及び復旧対策に関する事。 13 労務提供に関する事。 14 災害対策従事者名簿の作成・管理に関する事。

事務分掌	
住民対策部	1 避難情報等の行政区長、民生委員への情報提供に関すること。 2 公民館等に自主避難場所を開設することについての協力に関すること。 3 高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 避難行動要支援者の支援に関すること。 5 避難所の開設及び避難者数の把握、運営支援に関すること。 6 福祉避難所の開設、運営及び支援に関すること。 7 災害による負傷者の救護・応急対策に関すること。 8 被災高齢者の受入れ先確保及び移送の実施に関すること。 9 国民健康保険税の減免に関すること。 10 保険給付費の一部負担金減免に関すること。 11 後期高齢者医療保険料の減免に関すること。 12 後期高齢者医療保険給付費の一部負担金減免に関すること。 13 介護保険に関する窓口相談業務／災害特例介護サービス給付に関すること。 14 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。 15 救助用食料及び物資器材の要求量調査に関すること。 16 救助用食料及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること。 17 高齢者・障がい者に配慮した仮設住宅等のニーズ把握に関すること。 18 避難行動要支援者の安否確認、情報伝達、民生委員等との連携に関すること。 19 在宅生活支援サービス配食・緊急通報等に関すること。 20 要配慮者に対する生活支援及び保健指導に関すること。 21 養護老人ホーム入所措置の決定に関すること。 22 避難者の保健管理に関すること。 23 応急・救護用医療品、衛生資材及び防疫薬品等の供給に関すること。 24 医療及び助産に係る関係団体等の増援に関すること。 25 伝染病の発生予防に関すること。 26 病虫害の発生予防及び防疫（他部に係る事項を除く。）に関すること。 27 医療・健康に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 28 町内・近隣医療機関の被災状況の確認、受入れ状況の確認に関すること。 29 保育所・児童福祉施設の閉所（園）・開所（園）及び保育等の再開の判断に関すること。 30 保育所・児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 31 園児・学童児の避難に関すること。 32 園児・学童児に対する被害状況の把握に関すること。 33 被災園児に対する保育及び保健管理に関すること。 34 被災者に対する生活保護等の適用及び災害弔慰金・見舞金等各種支援金の支給・貸付に関すること。 35 義援金の受付及び配分に関すること。 36 ボランティアセンターの設置要請及び指導並びに連絡調整に関すること。 37 ボランティア全般の受入数及び活動内容の把握に関すること。 38 避難所及び福祉避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関すること。 39 日本赤十字社等社会团体、民間団体等との連絡調整に関すること。 40 国民年金保険料の災害減免に関すること。 41 被災による町税の猶予及び減免に関すること。 42 安否情報の入力・回答に関すること。 43 被災者台帳に関すること。 44 住家被害認定調査に関すること。 45 罹災証明書の受付・発行等に関すること。 46 被災に伴う所得・課税、固定資産税等の証明発行等に関すること。 47 行旅病人の救護に関すること。 48 行旅死亡人等の火葬応援体制に関すること。

事務分掌	
基盤対策部	1 処理運搬業者の被害調査に関すること。 2 災害時における給水に関すること。 3 ご遺体の埋火葬、処理に関すること。 4 犬、猫、ペット等の対応・処理に関すること。 5 災害廃棄物、片づけごみ、避難所ごみの収集・運搬・処分に関すること。 6 災害廃棄物発生量の推計に関すること。 7 仮置場の確保、設置、管理・運営に関すること。 8 し尿の収集・運搬・処理に関すること。 9 所管業務に係る病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 10 損害家屋等の処分方法に関すること。 11 仮設トイレ等の確保、設置、管理に関すること。 12 下水道の施設管理に関すること。 13 住宅等建築物の被害調査支援に関すること。 14 障害物の除去に関すること。 15 河川等の巡視及び水位の把握に関すること。 16 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 17 関係機関に対する水防作業の指示等に関すること。 18 警戒区域への立入りの制限、禁止又は退去に関すること。 19 土木関係業者等との連絡調整に関すること。 20 道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 21 町営住宅の被害調査及び災害対策に関すること。 22 災害対策用土木機械、各種資材の調達に関すること。 23 応急仮設住宅の建設準備に係る県等との調整に関すること。 24 応急仮設住宅及び町営住宅の供与並びに建設に関すること。 25 応急仮設住宅の入居及び退去の申請に関すること。 26 応急仮設住宅入居者の相談に関すること。 27 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 28 宅地の危険度判定に関すること。 29 応急危険度判定士、宅地危険度判定士の受入れに関すること。 30 被災住宅の応急修理の業務委託等に関すること。 31 倒壊建築物等の解体撤去に関する申請受付及び相談に関すること。 32 道路、橋、下水道等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。
産業対策部	1 物資の調達、物資拠点の在庫管理及び輸送に関すること。 2 農作物、営農施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 ため池の巡視及び水位の把握に関すること。 4 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 5 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急対策に関すること。 6 林業の被害調査及び応急対策に関すること。 7 所管業務に係る病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 8 農業、事業者等の補助金等の申請受付、県等との調整に関すること。 9 工場、事業所、商工業者の被害調査及び応急対策に関すること。
文教対策部	1 児童、生徒の避難に関すること。 2 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 児童、生徒に対する被害状況の把握に関すること。 5 被災児童、生徒に対する学用品の給与、応急教育及び保健管理に関すること。 6 避難所でのボランティアの受入れ及びニーズに応じた割当てに関すること。 7 災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること。 8 教育関係施設、社会教育関係施設に係る補助金等の申請受付・県等との調整に関すること。 9 応急仮設住宅に入居する児童・生徒の教育支援に関すること。 10 学校給食施設を使用した炊出しへの協力に関すること。 11 施設を含む町内文化財の被害調査・応急対応に関すること。 12 文化財の復旧・修復に係る補助金等の調整に関すること。 13 復旧・復興に係る埋蔵文化財の事前審査協議に関すること。

表 2-22 町が実施する応援要請の必要事項及び根拠の法

要請の内容	要請に必要な事項	根拠
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具の品目及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） 6 その他必要な事項	・ 災対法第67条 ・ 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	第2編第2.5.5項 自衛隊災害派遣要請を参照	・ 自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他必要な事項	・ 災対法第29、30条 ・ 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	1 災害発生日時 2 災害発生場所 3 災害の種別・状況 4 人的・物的被害の状況 5 応援要請日時 6 必要部隊数 7 その他の情報	・ 消防組織法第44条

表 2-23 災害派遣の要請先

区分	部隊の長	担任部署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

表 2-24 災害救助法の適用基準

町の人口	被害世帯数 (令第1条第1項第1号)	被害世帯数 (令第1条第1項第2号)
5,000 人未満	30 世帯	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	20 世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合は1/3世帯として換算する。

表 2-25 被害の認定基準

被害の種類	認定基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を 1 つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば 2 世帯となる。
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものとする。
床上浸水	住家が床上浸水、全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。

表 2-26 災害救助法に基づく救助の種類

救助の種類	実施主体
1 避難所及び応急仮設住宅の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の搜索及び処理 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事、町長

表 2-27 合同調整所の候補施設

優先順位	施設名	所在地
第1候補	玄海町役場大会議室	玄海町大字諸浦348番地
第2候補	玄海みらい学園	玄海町大字新田1809番地6
第3候補	仮屋コミュニティセンター 体育館	玄海町大字仮屋398番地15
第4候補	値賀第2コミュニティセンター 体育館	玄海町大字平尾691番地

表 2-28 保健医療活動チームの種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	派遣先
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティクスチーム含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

表 2-29 災害救助事務取扱要領に示される生活必需品等の品目とその内容

品目	内容
寝具	タオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等
調理器具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等
消耗器材	紙おむつ、ストーマ用装具等
その他	熱中症対策としての扇風機

表 2-30 応急教育の実施場所

順位	施設名
第1順位	玄海みらい学園及び唐津青翔高等学校
第2順位	町内の保育所、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	町外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

表 2-31 激甚災害指定基準

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（第3条、第4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% 2 県内市町の査定見込総額＞県内全市町の標準税収入×5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% 2 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.0% ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	A 被災地全域滅失戸数≧4,000戸 又は B 1 被災地滅失全域戸数≧2000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1) 一の市町の区域内の滅失戸数≧200戸 (2) 住宅戸数の1割以上 又は 2 被災地全域滅失戸数≧1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1) 一の市町の区域内の滅失戸数≧400戸 (2) 住宅戸数の2割以上 ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

表 2-32 局地激甚災害指定基準

適用条項（適用措置）	指定基準
甚法第 2 章（第 3 条、第 4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満のものを除く。） イ 当該市町村の標準税収入 $\times$ 50% を超える市町村（当該査定事業額が 1 千万円未満のものを除く。） ロ 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入 $\times$ 20% を超える市町村 ハ 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ 100 億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入 $\times$ 20% に当該標準税収入から 50 億円を控除した額 $\times$ 60% を加えた額を超える市町村 2 1 の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて 1 に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）
激甚法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times$ 10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 2 1 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて 1 に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）
激甚法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times$ 10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 2 1 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて 1 に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額 $\times$ 10%（漁船等の被害額が 1 千万円未満の者を除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
激甚法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る） $>$ 当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門） $\times$ 1.5 倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く。） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が 1 以上あるもの 1 大火による災害にあっては、要復旧見込面積 $>$ 300ha 2 その他の災害にあっては、要復旧見込面積 $>$ 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの） $\times$ 25%
激甚法第 12 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	中小企業関係被害額 $>$ 当該市町村の中小企業所得推定額 $\times$ 10%（被害額が 1 千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合

表 2-33 住宅に関する各種調査の違い

項目	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	町（県が支援）	町、県	町
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	被災した宅地の危険度	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険 要注意 調査済	危険宅地 要注意宅地 調査済宅地	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果ステッカーを貼付	宅地等の見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

表 2-34 被災建築物応急危険度判定

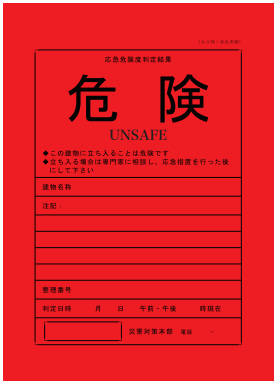
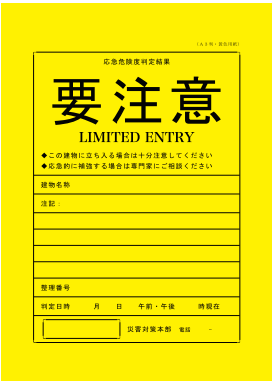
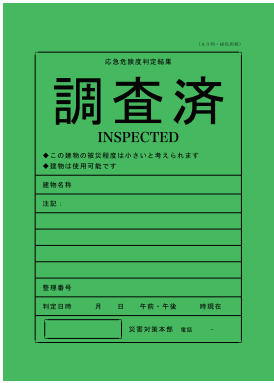
判定結果			
	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

表 2-35 被災宅地危険度判定の判定

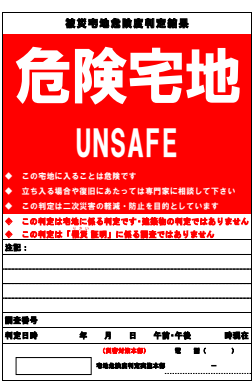
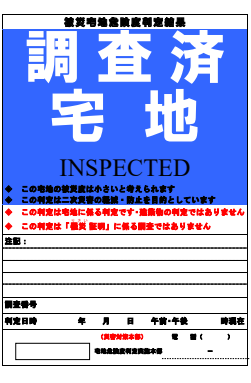
判定結果			
	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する等十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

表 2-36 被害の分類に応じた担当

被害の分類	対象者・対象物	担当
住家	○ 住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○ 区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	住民課
事業者	○ 店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方 ○ 農家、漁家	企画商工課
農林水産業関係	○ 被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等	農林水産課

第3章 風水害対策編_表

表3-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	情報伝達方法
唐津青翔高	玄海町大字新田 1809-11	FAX（受信を TEL 確認） 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、玄海町災害メールサービス、玄海町公式 SNS、チャンネル玄海
玄海町教育支援センター	玄海町大字仮屋 398-15	
椿作業所枝去木分場	玄海町大字牟形 1040-3	
あおば園	玄海町大字新田 1509-2	
フリースペース えん	玄海町大字仮屋 398-15	
木漏れ日ステーション ひかりの家	玄海町大字長倉 1553-1	

表3-2 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	情報伝達方法
唐津青翔高	玄海町大字新田 1809-11	FAX（受信を TEL 確認） 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、玄海町災害メールサービス、玄海町公式 SNS、チャンネル玄海
玄海みらい学園	玄海町大字新田 1809-6	
玄海町教育支援センター	玄海町大字仮屋 398-15	
あおば園	玄海町大字新田 1509-2	
フリースペース えん	玄海町大字仮屋 398-15	
みどり児童館	玄海町大字諸浦 109-1	

表3-3 気象庁が発表する特別警報、警報、注意報

特別警報	暴風雪特別警報	暴風特別警報	大雨特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	
警 報	暴風雪警報	暴風警報	大雨警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	洪水警報
注 意 報	風雪注意報	強風注意報	大雨注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	洪水注意報

表3-4 避難情報の種類と住民がとるべき行動

警戒レベル	発令（表）者	住民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル5	町長	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報 等
警戒レベル4	町長	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3	町長	危険な場所から高齢者等は避難、他の住民は準備	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 等
警戒レベル2	気象台	自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報	
警戒レベル1	気象台	災害への心構えを高める	早期注意情報	

表3-5 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
佐賀県	アデスオンライン	佐賀地方気象台
関係市町、消防本部	一斉指令システム	県政策部危機管理報道局 危機管理防災課
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	アデスオンライン	佐賀地方気象台
佐賀国道事務所	アデスオンライン	佐賀地方気象台

第4章 地震災害対策編_表

表 4-1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

表 4-2 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震による揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20 ～ 30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

表 4-3 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度 4 以上（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度 5 弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

第5章 津波災害対策編_表

表 5-1 津波警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震の場 合の発表	
大津波警報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで3mを超 える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の 最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全 壊・流出し、人は津波による流れに 巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただ ちに高台や避難ビル等安全な場所へ 避難する。
		10m (5m < 予想される津波の最 大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最 大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで1mを超 え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最 大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲 い、浸水被害が発生する。人は津波 に巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで0.2m 以 上、1m 以下の場合 であって、津波に よる災害のおそれ がある場合	1m (20cm ≤ 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込 まれる。養殖いかだが流失し小型船 舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から 上がって、海岸から離れる。

表 5-2 津波情報の種類

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波 の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [※] や予想される津波の高さ（発表内容 は津波警報等の種類の表に記載）を発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿 岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻より1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

表 5-3 津波予報の発表基準

津波予報の発表基準	内容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防 災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続 するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いた め、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である 旨発表

第6章 原子力災害対策編 表

表 6-1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の対象地域

対象原子炉	対象地区
3号機 4号機	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藺地区、仮屋地区、石田地区

表 6-2 緊急事態区分

区分	対象事象等	概要
警戒事態 EAL(AL)	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態 EAL(SE)	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態 EAL(GE)	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 イ 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
 ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

表 6-3 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の対象地域

対象原子炉	対象地区
3号機 4号機	有浦下地区、有浦上地区、諸浦地区、新田地区、長倉地区、轟木地区、藤平地区、田代地区、牟形地区、大鳥地区、座川内地区、湯野尾地区
1号機 2号機	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藺地区、仮屋地区、石田地区

表 6-4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく限度

区分	実効線量
男性	100mSv
妊娠する可能性がないと診断された女性	100mSv
妊娠中の女性	妊娠中につき 1mSv
上記以外の女性	3 か月につき 5mSv

表 6-5 原子力災害時における災害警戒本部の事務分掌

事務分掌	
本部事務局	1 国、県、原子力防災専門官及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害警戒本部の総合調整に関すること。 3 オフサイトセンターへの職員の派遣並びに連絡調整に関すること。 4 原子力施設の状況把握に関すること。 5 県、原子力防災専門官、原子力発電所防災管理者との連絡調整に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。

表 6-6 原子力災害発生時における玄海町災害対策本部の事務分掌

事務分掌	
本部事務局	1 原子力災害合同対策協議会に関すること。 2 防護対策及び防護対策区域の検討に関すること。 3 原子力施設との連絡に関すること。 4 原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関すること。 5 原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関すること。 6 放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に関すること。（出荷制限及び摂取制限に係る注意喚起を含む。） 7 風評被害に対応する広報の実施に関すること。
住民対策部	1 子ども、妊産婦、乳児に対する放射線影響低減策に関すること。 2 住民等の汚染検査・除染等に関すること。 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び配付に関すること。
基盤対策部	1 水源の取水停止に関すること。 2 飲料水の摂取制限に関すること。 3 緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定に関すること。
産業対策部	1 緊急モニタリングへの協力に関すること。 2 農林畜産物（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関すること。 3 出荷制限農林畜産物に関する住民への注意喚起に関すること。 4 農林畜産物に係る風評被害に関すること。 5 水産物（肥料、飼料を含む。）の出荷制限等に関すること。 6 出荷制限水産物に関する住民への注意喚起に関すること。 7 水産物に係る風評被害に関すること。 8 商工業製品、観光業に係る風評被害に関すること。
文教対策部	1 生徒・児童への安定ヨウ素剤の配布・飲用に関すること。

表 6-7 対象者毎の原子力災害初期段階での防護措置

区域	対象者		警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
					放射性物質放出前	放射性物質放出後
						OIL2 超過 (OIL1 超過)
PAZ	施設敷地緊急事態要避難者	健康高リスク要配慮者	屋内退避準備	屋内退避 (準備が整い次第避難)		避難中
		ふたば園	保護者へ引渡し	安定ヨウ素剤配布避難 [保護者へ引渡し]		避難中 [保護者へ引渡し]
		上記以外	避難準備	安定ヨウ素剤配布避難		避難中
	一般住民		情報収集	避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	安定ヨウ素剤の緊急配布・服用 避難	避難中
	一時滞在者		帰宅	安定ヨウ素剤の配布 帰宅	同上 帰宅	—
UPZ	避難行動要支援者		情報収集	屋内退避準備	屋内退避	安定ヨウ素剤の緊急配布・服用 一時移転（避難） 避難退避時検査
	あおば園 玄海みらい学園		保護者へ引渡し			
	一般住民		情報収集			
	一時滞在者		帰宅	帰宅		同上 帰宅

表 6-8 避難等に関する O I L

基準の種類		基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1 ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

表 6-9 飲食物摂取制限に関する O I L

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※2} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※3 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(別表)

核種 ^{※4}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※5}
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

- ※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。
- ※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象